

融資機関等に対する農業信用保証保険制度の普及推進・利用促進の取組について

独立行政法人農林漁業信用基金 第4期中期計画

・・・(略)・・・農業信用基金協会と一体となって、融資機関等関係機関への訪問等により積極的な情報交換を行い、農業信用保証保険制度の普及推進及び利用促進の取組を実施し、農業者等が融資機関からの資金調達に際して本制度が幅広く利用可能となるよう環境の整備を推進する。

1. 昨年度の取組

主務大臣より第4期中期目標で指示された昨年度以降、銀行等融資機関に農業信用保証保険制度が十分に浸透されていないことを踏まえ、次の取組を行ってきている。

(1) 融資機関の全国団体への説明

全国信用金庫協会を訪問し、保証保険制度の説明を実施。

(2) 個別融資機関への説明

都道府県の農業信用基金協会とともに延べ14都県30融資機関を訪問し、保証保険制度の説明を実施。

(3) 地方財務局主催の農業融資セミナーでの説明

主務省からの要請を受け、3つの財務局（東海、中国、四国）が主催した金融機関に対する「農業融資セミナー」に講師として参加し、保証保険制度の説明を実施。

2. 本年度の取組

前回の運営委員会でご説明した、今後の対応に従い、次のような取組を進めている。

- (1) 信用基金と都道府県の基金協会との的確な役割分担のもと、
 - ① 信用基金は、主務省とともに、全銀協、地銀協、全国信用組合中央協会、全国信用金庫協会を訪問し、保証保険制度の説明を実施。(第二地銀協は、本年10月に訪問を予定。)
 - ② 基金協会からの同行要請を踏まえ、2道県4融資機関を訪問し、信用基金から融資保険制度を中心に説明を実施。今後は、同じく同行要請のある6県下の融資機関を訪問する予定。
 - ③ 信用基金は、制度の普及推進等に関して効果的な取組を行っている基金協会の活動を他の都道府県域に共有するための方法を検討する。
- (2) 信用基金が融資機関等に対して制度説明を行う際には、農業信用保証保険制度だけでなく、林業信用保証制度及び漁業信用保証保険制度についても同時に行う。林業や漁業に関心の高い融資機関があれば、適切に各担当部署に情報提供を行う。
- (3) この他、主務省との連携を一層図り、都道府県庁への働きかけや都道府県主催の民間金融機関等に対する制度資金説明会等の場において、保証保険制度の説明を行う。